



監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に役員等から業務運営の報告を聴取し、各担当者からは業務処理の状況を聴取するとともに、機構本部並びに各国立高等専門学校において、業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等によりこれを確かめた。

また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討を加えた。

更に、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書は、当機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストを適正に示していると認める。
- (3) 当機構の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (4) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認める。

平成27年 6月26日

独立行政法人国立高等専門学校機構

監事（非常勤）

監事（非常勤）